

平成 25 年 5 月 13 日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

平成 26 年度 厚生労働省関係予算要望重点事項

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
理事長 市川 宏伸

発達障害児・者に対する保健、医療、保育、福祉、就労支援の充実のための諸施策を推進してください。まずは、障害者基本法、発達障害者支援法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき実際の施策に反映させてください。

I. 予算要望

1. 発達障害に対する理解・啓発の促進

- (1) 地方公共団体に対する発達障害児者の理解と支援の必要性の周知
- (2) 発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施
- (3) 世界自閉症啓発デーおよび発達障害啓発週間の啓発活動の拡充

2. 発達障害の早期発見・早期支援の実現

- (1) 乳幼児健診等におけるアセスメント手法の開発・拡充
- (2) 乳幼児健診・子育て支援における「心理職（臨床心理士・臨床発達心理士・学校心理士・特別支援教育士、スクールカウンセラー等）・作業療法士・言語聴覚士等；以下専門職と表記」発達障害の支援方法に精通している専門職の積極的活用
- (3) 幼稚園教諭、保育士、保健師等への発達障害等に関する研修の充実
- (4) 児童発達支援センター等への専門職の配置拡充と積極的活用

3. 発達障害者の地域支援体制の拡充

- (1) 発達障害者支援センター事業の拡充
 - ・職員の増員、長期的展望に基づく育成、処遇改善
 - ・職員の専門性の水準向上のための研修等の拡充
 - ・発達障害者支援センターと地域の他機関との連携システムの強化

- (2) 児童発達支援センターをはじめとする地域支援機関の拡充
 - ・職員の専門性の水準向上のための研修等の拡充
 - ・専門職の配置拡充と専門職巡回支援等の積極的活用
 - ・発達障害者支援センターとの連携システムの強化
- (3) 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの拡充
 - ・通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒が利用できるよう体制整備
 - ・児童発達支援事業、放課後等デイサービスの職員に対する発達障害に関する専門的研修
 - ・専門職の積極的活用
- (4) 相談支援事業の拡充
 - ・事業所職員の専門性の水準向上のための研修等の拡充
 - ・専門職の配置拡充と積極的活用
 - ・発達障害者支援センターとの連携システムの強化
- (5) 個々のニーズに応じた支援体制の拡充
 - ・発達段階に合わせたアセスメント方法等の開発と実施する専門家の養成
 - ・情報弱者に対する ITC などによる情報アクセス保障
 - ・「個別の支援計画」「支援シート」等の作成段階からの専門職の活用
- (6) 発達障害情報・支援センターの情報発信機能の充実
- (7) 就学時に保育所（園）から小学校に、情報を引き継ぎできる仕組みの整備・充実（文部科学省との連携）
 - ・発達障害に関わる専門職による地域機関への巡回支援のより一層の拡充

4. 発達障害児者への家族支援と本人支援の地域での提供

- (1) 発達障害者に対する情報支援体制の整備・拡充
- (2) 個別の支援計画ないし支援シートの活用
- (2) ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充、市町村等による実施、NPOや親の会の事業支援

5. 成人期の発達障害者への支援の充実

- (1) 成人の発達障害のある人と家族の実態調査の実施
- (2) 地域における相談支援体制の拡充
- (4) グループホームの拡充、グループホームに対するバックアップシステムの拡充
- (5) 成人の発達障害者の居場所づくりと生きがいくりに対する支援体制の整備
- (6) 強度行動障害者等が入居している発達障害者・知的障害者施設への支援拡充
- (7) 国家資格試験受験時における合理的な配慮の適用

6. 発達障害の専門的人材の育成と、専門職の積極的な活用

- (1) 各種の専門職の多層構造化等による体系化
- (2) 専門性や経験に応じた処遇体系の改善
- (3) 長期的な視野に立った、専門的人材の育成と専門職の配置

7. 発達障害に有効な福祉機器の研究開発

- (1) 感覚過敏、疲れやすい、ストレスを感じやすいなどの特性に対応できる機器の開発
研究と利用促進

8. 障害者雇用の更なる推進

- (1) 発達障害者の雇用機会を拡大すること
- (2) 地域障害者職業センターにおいて、障害者手帳を保持していない発達障害者について雇用対策上の「判定」の導入を進めること
- (3) 雇用条件や内容について合理的な配慮をし、本人のQOLにあった環境を整えること
- (4) 障害者雇用促進制度における「精神障害」「発達障害」の雇用義務化の早期導入
- (5) 公的機関における発達障害者の雇用促進
- (6) ハローワークや関係機関、企業等に対する発達障害支援の促進
 - ・発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施
- (7) 発達障害者に対する職業訓練の推進
 - ・地域における障害者の職業能力開発および職業訓練を強化
 - ・発達障害に対応した職場実習制度の充実
- (8) 就労支援、就労継続促進に対応できる発達障害の専門職の積極的活用
- (9) 発達障害者に対する相談体制の整備
 - ・就職支援ナビゲーター等のコーディネーター的人材のハローワークへの配置の拡充
 - ・雇用、就業関係機関職員および事業所に対する発達障害関係の研修の遂行
- (10) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充
- (11) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムにおける専門職の活用

9. 医療制度の中での発達障害医療の充実

- (1) 乳幼児から成人までの発達障害に対応可能な医療機関の拡充
- (2) 発達障害に対する医療に関する保険点数の適正化
- (3) 発達障害に対する診断、薬物治療等に対応できる医療機関を、各地域に計画的に設置
- (4) 発達障害者の妊娠・出産、障害をもつ子どもとその家族等、周産期における支援体制の整備
- (5) 発達障害に関する保護者からの発達・育児相談に関する、専門職種への対応への保険点数の加算

10. 地域生活定着支援センターの拡充

- (1) 発達障害の専門的人材の育成と、専門職の積極的な活用

11. 災害支援

- (1) 発達障害の特性に応じた災害時の支援対策の整備・周知
- (2) 発達障害対応災害支援マニュアルの作成

12. 厚生労働省内の体制の強化

- (1) 発達障害対策専門官等の担当職員の増員

II. 中長期的な課題に対する要望

1. 保健・医療・福祉・教育・労働の連携のあり方について検討すること
2. 発達障害者を支援する機関を人口100万人に1箇所以上設置する
3. 長期的な支援展望に立った発達障害の専門的人材の育成と専門職の位置づけの明確化
4. 障害程度区分において発達障害の特性の適切に反映し、支援につなげること
5. 発達障害をふくめ、障害者の所得保障制度を拡充すること
6. 障害者雇用促進法における障害者の定義について、障害者基本法に準じて発達障害を明記し、障害者雇用促進制度の対象として明確化すること
7. 労働・雇用分野での障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するため、発達障害の特性を考慮に入れ必要な措置を推進すること
8. 障害者の生活の安定を目的とした特定贈与信託の対象を、特別障害者だけでなく、発達障害を含む障害者枠に拡充すること
9. 成年後見制度の体制整備および専門職の積極的活用

以上